

小学生の農山漁村体験学習

～子ども農山漁村交流プロジェクト始動～

文教科学委員会調査室 せき よしひ こ
関 喜比古

1. はじめに

平成 20 年度文科省予算における新規項目の一つに、「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」の指定がある。これは、都市と農山漁村の共生・対流等を踏まえ、文科省が農水省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することにより、農山漁村における児童生徒の生活体験活動を推進するというものである。

文科省は、47 都道府県について、平成 20 年度はモデルとなる小学校 5 校ずつの計 235 校¹、平成 21 年度は 11 校ずつの計 517 校²を指定し、農山漁村での 1 週間の自然体験活動を推進するため、必要となる指導者の養成や青少年教育施設におけるプログラム開発を実施するとしている。

また、5 年後には全国約 2 万 3 千の国公私立すべての小学校にまで拡大する考えで、年間 120 万人の小学生が全国約 500 地域の農山漁村で 1 週間程度の長期宿泊体験を実施することを目指している。地域活性化の起爆剤としても期待されており、農水、文科、総務の 3 省が連携し、「子ども農山漁村交流プロジェクト」と名付けて政府の総合的な取組を推進するとうたっている。

学校の集団宿泊学習は、多くの（特に都市部の）子どもたちが自然体験活動を享受できる有効な機会である。現在でも 2 泊 3 日程度のいわゆる移動教室は、ほぼ全国の小学校で行われている。この移動教室の実績をどう評価しているのか、その上で本体験事業の必要性、両事業の関係なども明確にしなければならないが、必ずしもつまびらかでない。

さらに、現在の子どもは、少子化・地域社会の希薄化などで、精神的にもコミュニケーション能力の面でも課題が多いと言われている。したがって、たとえ高学年といえども、1 週間という長期の集団宿泊学習を、いわば小学校時代の通過儀礼として、その年度の 1 学年（具体的には 5 年生）全員に義務付けるには、克服しなければならない課題が山積していると言わざるを得ない。

果たして、保護者の理解は得られるのであろうか。例えば、身体面や精神面で不安を抱えている生徒の保護者や学校と教員に対し不信を抱いている生徒の保護者等から、丸 1 週間の集団合宿を制度化することに対し、懸念の声が出てくるのではないか。

本稿では、このふるさと生活体験をめぐる様々な課題を浮き彫りにするとともに、今後の方向性などについて考えてみたい。

2. 本体験事業の趣旨及び目的

本プロジェクトの趣旨及び目的について、第169回通常国会の参議院文教科学委員会で、文科省の金森初等中等教育局長は、次のように答弁している³。

「児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくみますためには、発達段階に応じて自然体験活動や社会奉仕体験活動を始め様々な体験活動を行うことが極めて有意義でございます。先日公表いたしました新しい学習指導要領案におきましても、体験活動の重要性を一層明確にいたしているところでございます。」

「子ども農山漁村交流プロジェクトでございますが、文部科学省と農林水産省、総務省の三省が連携をいたしまして新たに実施するプロジェクトでございます。これは、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進しようとするものでございます。」

「平成二十年度におきましては、農山漁村での宿泊体験活動をモデル的に実施をいたしまして、これらの活動を通じて、農山漁村での宿泊体験活動を実施するに当たっての課題への対策や、またノウハウの蓄積等を行うことといたしているところでございます。」

また、同国会の衆議院決算行政監視委員会第二分科会で、渡海文科大臣（当時）は、「野依先生と実は対談をやらせていただいたときに、理科離れの話でございますが、自然の中に出ていけばそこいらじゅう理科なんだよねという話をされたんですね。例えば、木はどうやって育つのか、この木は何で育っていないのか、それは日陰なんだという、こういうことを実体験することそのものが少なくなったことが実は理科離れの一つだという話もございました。そういった面においても、（中略）今後とも、この自然体験というものを学校教育の中でもしっかりと位置づけていきたい」（傍線部筆者）と述べている⁴。

本プロジェクトのポイントは、長期（1週間程度）の宿泊体験活動を行うこと、農林漁家で民泊するなど農山漁村の生活を体験すること、農林漁業体験を通して食の大切さを学ぶこと、の三つであるとされ、その教育的効果としては、学ぶ意欲や自立心がはぐくまれること、食の大切さを学べること、思いやりの心や豊かな人間性・社会性などがはぐくまれること、社会規範や生活技術が身に付くことなどが、挙げられている。

また、本プロジェクトのスキームは、国によるモデル事業と地方単独事業で推進される。国のモデル事業では、農水省が受入モデル地域を指定して受入体制の整備を進め、文科省ではモデル校を指定して、学校への支援を行う。一方、地方単独事業では、総務省が特別交付税を措置することにより、地域の実情に応じた取組を支援していくとする。

なお、本プロジェクト事務局が提示する交流活動のサンプルは、次表のとおりである。しかし、このような多種類メニューの“つまみ食い”的なプランではなく、1週間じっくり腰を据え、同じ内容の体験を継続的にやらせる方が、学習効果が上がるのではないか。自然を相手に生活している農山漁村の人々の実感のこもった言葉や態度、行動に、連日続けて直に接することで、子どもたちの自然体験活動がより深まっていくものと考えられる。

表 子ども農山漁村交流活動プログラムの一例

日程	午前	午後	夜
1日目	出発・移動(バス)	到着/開校式	星空観察会
2日目	森林散策 (トレッキング)	森の間伐体験 (林業)	昔話をきく会
3日目	稲刈り脱穀体験 (農業)	わら細工体験	お礼状書き
4日目	郷土料理づくり	民泊農家での活動	民泊(数名で分宿)
5日目	民泊農家での活動	閉校式/移動・解散	

(出所) 子ども農山漁村交流プロジェクト事務局作成のパンフレット

3. 本体験事業導入に至る経緯

(1) 自然教室について

昭和46年度から、文部省(当時)は公立小・中学校児童・生徒健康増進事業等補助金を使った移動教室を実施してきた。その目的は、大気汚染や市街化による緑の減少等の環境悪化が心配される学校に在学している児童生徒の心身の健康増進を図るためとされた。その後、校内暴力やいじめなどの問題の発生を受けて、昭和59年度から期間を1週間程度に延ばし、従来とは異なる内容で、学校の正規の教育活動に含め、「自然教室推進事業」として補助金を交付して実施してきた。対象は、主として都会地の公立又は私立の小・中学校で、学年は小学校高学年、中学校1・2年のうちの1学年である。宿泊には、国公立の青年の家、少年自然の家及び地方公共団体が所管する施設等が利用されてきた。なお現在、全国で国立青少年交流の家が13か所、国立青少年自然の家が14か所あり、平成18年4月から独立行政法人国立青少年教育振興機構の下にある。

(2) 臨時教育審議会答申の検証

臨時教育審議会は、昭和62年4月1日の「教育改革に関する第三次答申」の中で、「(2) 自然学校の推進」として、以下のように述べている⁵。

情報化・都市化が進み、自然の中で相互に切磋琢磨する機会が失われてきている。このような現状にかんがみ、今後、児童・生徒が都市生活を離れ、自然環境の中で生活をする機会を増大させ、その生命力、活力の維持・向上、心身の健康の増進、生命や自然への畏敬の念や豊かな情操の涵養を図るとともに、自然体験学習、集団生活、都市と農山漁村との交流、多様な地域文化との触れ合いなどを飛躍的に増やしていく必要がある。このため、学校教育全体の中で「自然学校」を積極的に推進する方策を検討する。

また、農山漁村の児童・生徒が都会での生活体験をもつことのできるよう、相互の交流を拡大する。

また、これに続けて「本審議会は、人格形成、健康教育、徳育、教育環境の人間化などの観点から、第一次答申、第二次答申において、自然環境の中で児童・生徒の心身を鍛える機会を拡大する必要性とその意義について強調した。この観点から、現在の「自然教室」の実施期間を長期化し、実施対象を飛躍的に拡大する方向で、過疎地域等の廃校となった校舎や不用となった公共施設等の利用も含めて、自然学校のために利用する施設や自然学校における体験学習、集団生活、教育の方法、費用負担、さらには学校教育全体の中での位置付けなどについて検討を行う。この際には、学校、教育委員会等の自主的判断と創意工夫ができるだけ生かされるよう配慮する。」としている。

このように、自然体験活動の重要性については、生涯学習社会の構築を目指した臨時教育審議会の時代から唱えられ続けてきた。その基本理念は、通常の教室内の授業では学べない実体験を積み重ねることにより、問題認知能力や問題解決能力、つまりは「生きる力」を子どもに身に付けさせようと言うことではないか。この「古くて新しい問題」を臨時教育審議会答申にまでさかのぼって検証し、今後の事業展開に活かしていく必要がある。

(3) 農水省のグリーン・ツーリズム振興策との関係

農水省農村振興局が日本総合研究所に委嘱した『学校教育における農山漁村体験の促進に関する連携方策調査』(平成15年3月)では、農山漁村振興策の一環として打ち出されたグリーン・ツーリズムと学校教育の連携の方策について触れられている。

具体的には、「農山漁村においては、少子・高齢化、過疎化、後継者不足等の様々な課題が急速に顕在化しており、活力の低下や農山漁村の諸資源の維持・保全が危惧される状況もみられる。農林水産業の活性化、農山漁村の振興を図るためには、地域住民はもとより多様な主体の参画により様々な知恵の結集が必要」とする一方、「子ども達の農林水産業・農山漁村体験は、個性や創造性の発揮など豊かなこころを育み、人格形成に大きな効果を及ぼす取り組みとして期待されている。農山漁村の持つ教育的役割を積極的に活用することは、子ども達の農林水産業・農山漁村観の形成、自然とのつながりの再認識、食について考える習慣の育成、都市と農山漁村が連携することの必要性を体験的に理解するという意味でも重要」としている。

この調査を下敷きにして本事業を眺めてみると、改めてあちこちに農水省主導の姿勢がうかがわれることに気付く。農山漁村振興策の一環としての事業が教育分野に新規参入し、文科省と学校がそれに踊らされた形での事業展開ではあるまいか。4年前の“食育”(これも農水省がらみの政策に思われてならない)に続いて今度は“旅育”かと、教育関係者の一人としていささか危うさを感じてしまう。

(4) 教育振興基本計画の中の体験活動

自然体験の機会が多い子どもは、自律性、積極性、協調性が身に付いている者が多いと指摘されている⁶。平成20年7月1日に策定されたはじめての教育振興基本計画では、特に重点的に取り組むべき事項の一つとして、豊かな心と健やかな体の育成のために「体験活動等の推進」を掲げている。

教育振興基本計画に記述された体験活動

体験活動・読書活動等の推進

- ・ 生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、全国の小学校、中学校及び高等学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、職場体験活動、奉仕体験活動、文化芸術体験活動といった様々な体験活動を行う機会の提供について関係府省が連携して推進する。

(傍線部筆者)

(出所)「教育振興基本計画」24頁

同年4月18日の中央教育審議会答申では、「関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。また、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、関係府省が連携して農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供する取組を推進する。」と指摘している。

前掲した第169回通常国会の参議院文教科学委員会で、渡海文科大臣(当時)は、本事業の実現可能性について、「これはやっぱり子供たちの問題でありますから、義務教育段階においては、公平感といいますが、機会が均等に与えられるという前提に立って物を考えなきゃいけない。そうなってくると、余り長いこと掛かってやっとできましたということではなしに、大体これぐらいの間に何とかやれるだろうという、そういう見込みを立てた上でこの政策を立てているわけございまして」、「そういう目標の立て方であるというふうに御理解をいただきたい。ただ単に方向性を示して、どういいますか、進行状況を見守っていくというものではなくて、義務教育段階における教育的効果というものを考えながらやることでありますから、全小学生に対して五年ぐらいの間にはそういう体験をしてもらえるような、そういう仕組みをつくり上げていくと、これが大事なだろうというふうに考えております。」(傍線部筆者)と答弁している⁷。

5年後には全国レベルで行うことを目標に掲げている以上、文科省は制度の大まかな青写真を早急に示すべきと思うが、この大臣答弁のみならず、その後の文科省の対応を見ていると、具体的な計画や課題克服策は十分に見えてこない。

4. 本体験事業をめぐる諸課題

(1) 授業時数の確保及び教育課程上の位置付け

平成23年度から実施が予定されている新しい小学校学習指導要領では、各学校の定める総合的な学習の時間の内容の中に「(3)自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。」と記載されている。

本事業を行うに当たっては、ねらいを明確にし、意義ある内容を考え、教師間の共通認

識や保護者の理解を図る必要がある。長期にわたる時は、各教科や他の領域の年間指導計画に基づき、できる限り教科や他の領域に関係する内容も取り入れることが望まれる。とりわけ、「事後学習」を充実させることによって子どもの体験を経験にまで昇華させていくことが重要であり、これが子どもの自信や成長につながっていく。

また、教育課程上明確にした場合、何らかの理由で参加することができない子どもに対して、学習成果の評価上の有無あるいは在り方、さらには評価とは別に、参加できなかった子どもに対する教育的配慮、参加しなかったことにより持つであろう疎外感に対する学校側の対応なども課題である。

学校週5日制の導入以後、どの公立小学校も、年間授業計画のやりくりで四苦八苦しており、さらに新学習指導要領において授業時数の10%増が図られる中で、丸1週間とされる本事業をどこにはめ込むのか。各学校とも同時期に集中するおそれがある。結局、一部地域で始まっている夏休み期間の短縮で埋め合わせざるを得なくなる危惧もある。

昨年度からモデル事業が始まったものの、学校側は参加にまだ消極的なようである。文科省は平成20年度予算で235校分を積算したが、採択された学校数は約170校にとどまる。また報道によれば、参加した中には、授業時間を確保しようと修学旅行と一緒に実施する学校もあったという。文科省は21年度、更に予算枠を拡大している。しかし、ある地区の担当者は、「子どもの反応はよいが、教育課程の中での位置付けが不明確。学校が受入側に丸投げしているケースもある」と課題を挙げている⁸。これら諸課題の解決こそ、先決ではないか。

(2) 教員の負担軽減

週日は授業、週末は学校行事等で忙しい教員は、訪問地の下見(実踏)も時間をやりくりして何とか行っている状況である。余裕を持った行程を組み、注意を要する箇所をきちんと把握するためにも、訪問地の下見、関係機関との調整等の事前の準備作業は、学校教職員と保護者、PTAや地域の人々が協力して行うことが望ましい。

現地では終日勤務となりがちであるため、特に指導教員、補助員の疲労に注意し、勤務時間への配慮が重要である。長期にわたる指導者の疲労に留意し、勤務時間の工夫、期間途中の交代、補助員の拡充、ボランティア(大学生、社会人)の活用等の配慮も必要となる。

また、活動を学校の教育活動の一環だと位置付けたからといって、すべての教員がそれにかかわるべきかということ、決してそうである必要はあるまい。教員以外に活動をきちんと担う、技術的指導を行う外部人材、スタッフ(例えば、観光協会職員、農業指導者、JA職員、伝統産業従事者、林業指導員、漁業組合員、農業・水産・海洋高校教員、農林漁家民宿の家族等)をそろえることや、宿泊地への引率に当たっては教員以外の人員を配置することで対応していくことも考えられる。

なお、現地出張中の小学校教諭に対する代替教員の確保も求められよう。

(3) 児童生徒の健康管理と安全対策

学校側が実施計画を作成する際の留意点は、児童・生徒の意欲的な参加を図り、事故防止、健康管理に留意するため、十分ゆとりをもたせること、地方教育委員会への届出とともに、しおりを作成し、事前及び事後指導にも力を注ぐこと、実施中は、ねらいの達成を図るとともに、事故防止、児童・生徒及び指導教師の健康管理に万全を期すること等である。特に、養護教諭の同行が学校の状況により難しい場合の看護師の手配などの現地対応が求められよう。

一方、受入側はまず、事故を起こさないために、施設の清掃、点検をこまめに行って危険箇所を確認し、施設設備のメンテナンス不足による事故を予防すること、地元消防署の指導により、防災訓練や火災訓練を行って、日ごろから防災意識を高めておくこと、食中毒やアレルギーを予防するため、保健所の指導による適切な衛生管理を心掛けるとともに、学校から事前に受入れ児童のアレルギー情報を入手し、必要な配慮を行うこと、安全意識を高めるための研修会等を受講し、指導方法、道具の扱い方について学んでおくこと等が必要である。

また、事故が起きたときのために、病気やけがへの応急処置として薬箱を設置するとともに、消防署等の講習を受講し応急処置方法を学んでおくこと、緊急時の医療機関等との連携のため、日ごろから地元の病院、保健所、消防署、警察との連絡・調整を図っておくこと、いざというときの備えとして損害賠償保険⁹に加入しておくことが必要である。

さらには、補償の問題とは別に、引率教員や補助員、受入れ農山漁村の関係者の過失責任の問われ方の有無なども課題である。

(4) 費用負担の在り方

費用負担はどうするのだろうか。一部を保護者に求めるのだろうか。それとも全額を公費で賄うのだろうか。前掲した第169回通常国会の参議院文教科学委員会で、金森初等中等教育局長は、「保護者の負担でございますけれども、平成二十年度から始めますこのモデル事業では、食費に掛かる実費部分を除いては国による財政的な支援を行うことといたしております。また、モデル校以外の取組につきましても、特別交付税を措置することによりましてできるだけ保護者負担が大きくならないよう配慮をしたいと考えているところでございます。」と答弁している¹⁰。

参考までに、平成7年春から7泊8日のセカンドスクールを先行実施している東京都武蔵野市においては、児童からは費用として、市内各校とも1泊につき2,000円を徴収しており、他の交通費、宿泊費、活動費・保険料等は、全額を市費で負担している¹¹。

自然体験教育が教育課程上位置付けられたのであるから無料が望ましいようにも思われるが、国の財政状況が苦しい中で年間120万人となると、現実的にはなかなか難しい面もあるだろう。しかしながら、全員参加を原則とする限り、仮に保護者の経済的負担を求めるとすれば、せめて武蔵野市程度に抑える必要があるのではないか。そのための財政的負担の仕組みを整える必要があるだろう。

なお、補助事業実施中は、公費(国庫)による補助で保護者の負担は軽減されているが、補助事業終了後は、自治体と保護者負担になるようでは、プロジェクトの長期継続は見込めないと考える。

(5) 安定的・継続的な「受入先」確保の見通し

そもそも論として、日本全国の農山漁村に安定した「受入先」を確保できるのかという肝心の問題があることを忘れてはならない。安定的・継続的な「受入先」確保について、農水省側に確たる見通しがあるとも思えない。

一方で、安定性・継続性にこだわりすぎると、市場ニーズに応じた既存の観光農園や農業体験施設等による「型どおり」の体験サービスに陥りがちであるが、その心配はないのだろうか。商業ベースに乗った教育的価値の低い体験学習になるおそれもある¹²。これでは視点を変えた農林漁家等への所得分配策とも言われかねない。

我が国の食糧自給率をアップするため、農業を建て直すことの必要性は十分理解できる。しかし、その方策としては、農業政策そのものが基本であろう。単に国民向けに耳障りがいいからといって、教育政策と絡め、大人数の小学生を受入れ可能な一部の大規模農家や観光農園等に貴重な教育予算を投入しようとするのは、本事業の趣旨・目的から外れることにならないだろうか。「受入先」の質を考慮せず、数のみそろえてみても「教育的効果」は余り期待できないと考える。

(6) 双方向交流のすすめ

本事業は総じて余りにも都市部中心の発想である。前掲した第169回通常国会の参議院文教科学委員会で、全国にあまたいる農山漁村に住む小学生には、一体どこで何を体験させようとしているのかと質されたのに対し、金森初等中等局長は、「地方の学校におきましても、最近では子供たちの自然体験が必ずしも豊かとは言えないような状況もございます。家庭でテレビを見たりゲームをしたりして過ごすことが多く、都市部の子供の過ごし方とそれほど変わらないような状況もございます。」(傍線部筆者)と論点をずらした答弁をしている¹³。

一口に「地方」と言っても、県庁所在地や政令市のような広い意味での都市部もあれば、昔ながらの純粋な農山漁村もある。周囲の生活環境そのものが農山漁村であるような子どもたちについて、どこに連れていって何を体験させるのかを聞かれながら、家庭内での過ごし方にすり替えて答えるのは筋違いではないか。農山漁村に住む子どもであっても、教育的意義のある、質の高い自然体験活動の中味こそ求められるものである。

昨年度から始まった秋田県の「子ども双方向交流プロジェクト」の一環として秋田県仙北市と東京都文京区の小学生が相互訪問を始めたとの新聞報道があったが¹⁴、農山漁村と都会の子どもたちのこうした「双方向」の交流こそが大事に思われる。

(7) 事業の基本的性格を検討する必要性

繰り返し述べてきたところであるが、本事業の本質・根本がどこにあるのか、あいまい

さを感じざるを得ない。1週間の農山漁村での交流は、子どもにとって農山漁村の生活を見つめる良い機会になるという楽観論は禁物ではなかろうか。事業の内容によっては、かえって労働のつらさ・厳しさなどから農業や漁業に悪印象を抱き、農林水産業離れを加速させる懸念もあるのではないか。

自然に触れ合うことが理科離れを防ぐということも、短絡的ではないか。理科離れは、技術者軽視の風潮、経済社会構造全体の問題、学校教育を含めた教育全体の問題としてとらえるべきではないだろうか。本事業が、団体生活による協調性のかん養などを求めているものなのか、農山漁村の生活をかいま見ることに意義を見いだしているのか、いずれにしても、本事業の目的・性格・本質を徹底的に検討する必要があるだろう。

5. おわりに

筆者とて、子どもの自立心や社会性をはぐくむ教育効果と同時に、過疎化や住民の高齢化が進んでいる地域の活性化に役立てようとする本計画の「アイデア」を、根本から否定するのが本意ではない。しかしながら、わずか5年後に全国の小学校すべてで行うとの「政策目標」を掲げるのは、これまで述べてきた理由で余り現実的とは思われない。中央官僚の“思いつき”や“机上の空論”によって、教育現場と農山漁村が混乱しないことを祈るばかりである。

大切なのは、自然の中でのふるさと生活体験活動を通じて、子どもたちに新しい時代を生き抜けるだけのヒントを身に付けてもらうことであろう。そうであるなら、あえて「農山漁村」にこだわらず、現行の移動教室の内容を充実することで教育効果を高めるという選択肢もあってよいのではないか。ともあれ5年後にも新事業としてスタートさせるといふ以上は、全国の子どもたちにとって、農林水産物のように“実り”ある自然体験活動になることを願ってやまない。

最後に、本体験活動を考えるに当たって参考になるものとして、学校行事の範ちゅうからは少し離れるが、この夏公開された映画『風のかたち』¹⁵が示唆に富むことを指摘しておきたい。

¹ 『平成20年度予算(案)主要事項』(文部科学省)(平20.1)6頁

² 『平成21年度予算(案)主要事項』(文部科学省)(平21.1)6頁
なお、平成22年度概算要求では、47都道府県に17校ずつの計799校まで拡充されている。
『平成22年度概算要求主要事項(案)』(文部科学省)(平21.8)6頁

³ 第169回国会参議院文教科学委員会会議録第3号4頁(平20.3.27)

⁴ 第169回国会衆議院決算行政監視委員会第二分科会議録第1号8頁(平20.4.21)

⁵ 『教育改革に関する第三次答申』(臨時教育審議会)(昭62.4.1)44、45頁

⁶ 『平成20年度文部科学白書』(平21.7)234頁

⁷ 第169回国会参議院文教科学委員会会議録第3号5頁(平20.3.27)

⁸ 「教える」『朝日新聞』(平20.12.21)

⁹ 一部保険会社による「ファームステイ保険」もあるが、受入農家などにはまだ認知度が低い。

- ¹⁰ 第 169 回国会参議院文教科学委員会会議録第 3 号 5、6 頁（平 20. 3 .27）
- ¹¹ 『体験活動事例集 - 豊かな体験活動の推進のために - 』（文部科学省初等中等教育局）108 頁（平 14.10）
- ¹² 兵庫県の教育委員会が 3 泊 4 日の自然体験学習を義務付けた後、稼働数の激減していた雪不足のスキー場周辺の合宿施設や民宿が、こぞってこれを受入れ、最適な受入先として人気を集めているという。そこで見られるサービスは、Y M C A や青少年団体が行うプログラムを無理やり 3 泊 4 日に引き伸ばしたもので、決して教育的価値の高いものではないという。例えば、飯盒炊さんを始め、食後の食器洗いなどは、“先生や生徒はやっていただかなくていいですよ” というのが「売り」であったり、キャンプ体験と銘打って 3 時間かけてテントを設営・撤収するが、テントでの宿泊は危険なのでやらないなどとなっている。
「アウトドアをまちづくりに」公式サイト <http://blog.namimakura.jp/>
- ¹³ 第 169 回国会参議院文教科学委員会会議録第 3 号 5 頁（平 20. 3 .27）
- ¹⁴ 「ようこそ都会の恩返し」『読売新聞』（平 21. 8 . 8 ）
- ¹⁵ 聖路加国際病院副院長の細谷亮太医師を中心とするグループによる、小児がんに冒された子どもたちの海や山での十年間にわたるサマーキャンプの記録映画である。現在、全国には約 2 万 5 千人の小児がん患者がいるが、一昔前までは「死に至る病」と恐れられた小児がんも、今では 10 人中 8 人が治る状況になった。
この映画を監督した伊勢真一氏は、同映画のパンフレットの中で「小児がん患者や体験者を、悲劇の主人公ではなく、「再生」のシンボルとして描いたこの物語は、ただ難病を扱ったドキュメンタリーという枠にとどまらず、命の尊さ、生きる意味を問いかけ、心が病んだ時代とししば言われる私達の社会に、希望をメッセージするに違いありません。」と問いかけている。